

郡山商工会議所『フレンド会』加盟店契約書

郡山商工会議所（以下「甲」という）と、フレンド会特典提供事業所（以下「乙」という）は、甲の実施する「フレンド会」事業について、下記の通り加盟店契約を締結する。

第1条（名称）

郡山商工会議所共済制度加入者（フレンド会会員という）への特典提供事業所を「フレンド会加盟店」と称し、構成組織を「フレンド会」という。

第2条（目的）

本会は、共済制度加入事業所従業員の福利厚生の充実に寄与することを目的とする。

第3条（資格及び期間）

1. 乙は、原則として郡山商工会議所会員事業所で、当会の目的に賛同するものとする。
2. 契約期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、双方から改定の意思表示がないときは、効力を一ヵ年ずつ延長する。但し、資格を喪失した場合は、この限りでない。

第4条（特典の内容）

1. 特典内容は、商品・サービスなどの安全性ならびに妥当性、確実性が確認され、利用者の混乱を招かないものとし、下記の通りとする。
 - (1) 施設利用料金等の割引
 - (2) 食事料金または物品料金等の割引
 - (3) 宿泊料金等の割引
 - (4) その他、利用者が明確に特典を享受できるもの
2. 特典内容を変更する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

第5条（特典の利用方法）

乙は、加盟店証を利用者が見やすい場所に設置し、常に当会の普及啓蒙と利用促進に努め、「加入者カード」の提示があった場合は、所定の特典を提供するものとする。

第6条（契約の解除）

1. 甲は、下記の事実が起きた場合には、契約を解除することができる。
 - (1) 乙が会則による義務を怠った場合
 - (2) 甲の体裁を傷つけ、またはその目的に反する行為を行なった場合
2. 乙は、甲に対して、何らかの方法によって契約解除の申し出を通知することで契約を解することができる。

第7条（子育て応援パスポート事業への協賛について）

1. フレンド会加盟店であって、福島県の実施する「子育て応援パスポート事業」に賛同するものは、所定の特典をもって、パスポート利用者へ特典を提供する。
2. 子育て応援パスポート事業へ協賛するものは、当会及び当事業共通の加盟店証を利用することができる。
3. 甲は、県政の推進を図るため、乙の情報を、県に提供することができる。

第8条（その他）

契約にない事例が生じた場合は、両者協議のうえ決定する。

この契約を証するため、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

以上の通り、フレンド会加盟店契約を締結します。

年 月 日

甲 所在地 〒963-8691 郡山市清水台一丁目3番8号
名 称 郡山商工会議所
代表者 会頭 滝田 康雄 印

乙 所在地
名 称
代表者 印

以上の通り、子育て応援パスポート事業に賛同し、協力することに同意致します。

年 月 日

乙 所在地
名 称
代表者 印